
令和5年度
第6回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和5年度第6回千歳市農業委員会議事録

日 時 令和5年9月29日(金) 10時13分開会
10時58分閉会
開催場所 千歳市役所第2庁舎 1階 会議室1.2

1 出欠状況 (出席委員19名、欠席委員1名)

1番	平 沖 道 徳	出 席	
2番	今 務	出 席	
3番	三 溝 健 雄	出 席	
4番	平 岡 日 出 男	出 席	議事録署名委員
5番	高 橋 正	出 席	議事録署名委員
6番	今 鉄 雅	出 席	
7番	宮 澤 徳 夫	出 席	
8番	山 形 繁 雄	出 席	
9番	鈴 木 弘 樹	出 席	
10番	川 端 智 之	出 席	
11番	佐 々 木 雅 宏	出 席	
12番	片 桐 好 英	出 席	
13番	平 井 久	出 席	
14番	藤 田 勝 久	出 席	
15番	清 水 利 一	出 席	
16番	樋 口 司	欠 席	
17番	黒 澤 讓 治	出 席	
18番	中 村 由 美 子	出 席	
19番	工 藤 信 二	出 席	
20番	長 島 信 行	出 席	

2 事務局職員出席状況

事務局長	松 石 博 司
管理課長	上 田 創 一
企画振興係長	小 野 美 幸
農地係長	小 川 宏 明
農地係主任	福 土 憲 二
農地係主任	松 川 裕

3 議事日程

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 議事録署名委員の指名
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告の部
 - 報告第 1 号 専決処分の報告について（現況証明願）
- 日程第 5 協議の部
 - 議案第 1 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 議案第 2 号 農地利用集積等促進計画（権利の移転）の意見について
 - 議案第 3 号 現況証明願について
- 日程第 6 その他

事務局

報告第1号についてご説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

現況証明の願い出があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

当日配布資料の1ページから3ページに、報告第1号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。

整理番号9、土地の所在等は議案書1ページのとおりです。

当該地の土地の区分は、市街化調整区域であります。旭ヶ丘地区は都市計画法第34条第11号に基づく北海道条例により、市街化区域と同等の開発行為・建築行為が可能となっております。

そのため、市街化区域に準じた取り扱いをすることとし、本年8月30日に事務局職員が現地確認を行っております。

願出地は、日の出・梅ヶ丘に隣接する旭ヶ丘〇〇〇〇に位置しており、周囲は住宅地となっております。平成23年、所有者が相続により取得して以降、農地利用されていないと伺っております。今回、所有者が土地を売却するにあたり、当該地の登記地目が畑であることから、地目変更登記を行う必要があるため、現況証明願がありました。

調査の結果、願出地は、農地台帳上すでに非農地で、周囲が住宅地のため農地として活用することが困難と判断したため、農地・採草放牧地以外として証明書を発行しております。

以上、報告第1号について、ご説明申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議長

報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

(質問なし)

議長

質問がなければ、これをもって報告第1号を報告済といたします。

< 日程第5 協議の部 >

【議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について】

議長

次に、日程第5、協議の部に入ります。(10:16)

はじめに、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について、ご説明申し上げます。議案書2ページをお開きください。

農地法第4条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。

当日配布資料の4ページから6ページに、議案第1号資料として、航空写真等を添付しております。

今月の農地法第4条の規定による許可申請は1件です。

整理番号3は、新たに〇〇用の〇〇〇〇を建築する転用案件となります。

転用を行う土地の所在等は、議案書2ページのとおりです。

当該地の農地区分は農用区域内農業用施設用地であります。

農用地区域は、原則、転用不許可とされておりますが、農業用施設に供するため農地以外のものにしようとする場合は、例外許可事由に該当します。

また、資力についても事業費を上回る資金があることを確認しております。

これらのことから、当該申請は農地の転用許可基準の全てを満たしております。

なお、本件につきましては、30a以下の農業用施設への転用であることから、北海道農業会議への意見聴取が不要となります。

以上、議案第1号についてご説明申し上げましたが、よろしくご審議・ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議長 他に発言が無ければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第2号 農用地利用集積等促進計画（権利の移転）の意見について】

議 長 次に、議案第2号、農用地利用集積等促進計画（権利の移転）の意見についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第2号について、ご説明申し上げます。
議案書3ページをお開きください。
農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画に対する意見を千歳市長から求められたので、審議意見を求めます。
当日配布資料の7ページに、議案第2号資料として、地番図を添付しております。
今月の案件は、権利の移転が1件で、土地の所在等は議案書3ページの通りです。
本議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構を通して、農業者に貸し付けていた農地について権利を移転する案件となります。
整理番号1は、 さん外2名が所有する農地を農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が借り受け、駒里の さんに貸し付けていた農地について、 さんの経営移譲により、後継者である駒里の さんに借り手を替える案件となっております。
これらの内容は、全部利用効率要件等、農地中間管理事業法第18条第5項第2号及び第3号の各要件を満たしております。
以上、議案第2号について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議 長 これより質疑を行います。

（質疑なし）

議 長 他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議 長 挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第3号 現況証明願について】

議 長 次に、議案第3号、現況証明願についての整理番号10についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事 務 局 議案第3号についてご説明申し上げます。
議案書4ページをお開きください。
現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。
今月の市街化調整区域における現況証明願は2件であります。
当日配布資料の8ページから13ページに議案第3号資料として、地番図・航空写真・現地写真を添付しております。
はじめに、整理番号10についてご説明いたします。
現況証明願の所在地等は、議案書4ページのとおりです。
願出地は、祝梅〇〇〇〇から農地利用がない部分を分筆した土地であります。願出地には願出人の夫、故 さんが昭和58年に農地法第4条に基づく農地転用許可を受けて建築した〇〇〇〇があります。〇〇〇〇は当時の共同経営者である さんが増築を行った後に、 さんに利用させたと伺っており、現在も さんが利用しております。農地台帳上は既に非農地であります。
本件は、このたび、願出人が土地を さんに売却するにあたり、地目変更登記を行いたいとして、現況証明の願出がありました。
調査の結果、願出地は〇〇〇〇及びその敷地であり、農地利用は困難と判断されるため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。
以上、整理番号10について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは、以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

平 沖 委 員 9月15日に、私のほか、鈴木委員、藤田委員及び事務局により、整理番号10について現地調査を行いましたので報告します。
事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、

〇〇〇〇が建てられおり、農地利用はありませんでした。

本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。

私からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 他に発言がなければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数ですので、この議題は可とすることに決定しました。

次に整理番号 11 を議題といたします。

事務局より説明願います。

事 務 局 次に、整理番号 11 についてご説明いたします。

現況証明願の所在地等は、議案書 4 ページのとおりです。

願出地は、泉郷〇〇〇〇、〇〇〇〇、〇〇〇〇から農地利用がない部分をそれぞれ分筆した土地であります。願出地には農業用倉庫が棟あり、40 年以上前に所有者の夫によって建てられたものになります。

また、〇〇〇〇の倉庫裏は農地利用がされていない雑他地で、〇〇〇〇は昔から山林であることを所有者から聴取しております。

本件は、このたび、願出人が土地を売却するにあたり、地目変更登記を行いたいとして、現況証明の願出がありました。

調査の結果、願出地において農地利用はなく、倉庫敷地及び山林・雑他地であり、農地利用は困難と判断されるため、農地・採草放牧地以外としてお諮りいたします。

以上、整理番号 11 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは、以上であります。

議 長 事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

鈴木委員 9月15日に、私のほか、平沖会長職務代理者、藤田委員及び事務局により、整理番号11について現地調査を行いましたので報告します。

事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地は、農地利用はなく、農業用倉庫があるほか、雑草と雑木が生い茂っております。

本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であることから、農地利用は困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。

私からは以上です。

議 長 これより質疑を行います。

(質疑なし)

議 長 他に発言が無ければ、これで質疑を終わります。お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

議 長 挙手多数ですので、この議題は可とすることに決定いたしました。

議 長 これで本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 なければ、事務局からの報告をお願いします。

事務局 事務局より次の事項について、報告があった。

資料1 地域計画の策定に向けて

資料2 地域計画策定までの流れ

資料3 今後の農業意向に関するアンケートご協力をお願い

資料4 令和5年度地区別農業委員等研修会

資料5 農作物の生育状況(9月15日現在)について

口 頭 千歳市市農業の概要の配布について
次回総会の開催場所及び開催時間について
「大地」編集委員会の開催について

< 閉会宣言 >

議 長 これをもちまして、本総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。(10 : 58 閉会)